

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

平成27年10月20日

公益財団法人名古屋まちづくり公社  
理事長 住田 博

## 1. 入札に付する事項

### (1) 事業名

中央新幹線（名古屋駅部）用地補償総合技術業務

### (2) 発注者名

公益財団法人名古屋まちづくり公社

### (3) 業務概要

本業務は、東海旅客鉄道株式会社における中央新幹線建設事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

### (4) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者又は業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 概況ヒアリング等
- 2) 現地踏査等
- 3) 関係権利者の特定
- 4) 補償額算定書の照合
- 5) 補償金明細表の作成
- 6) 用地交渉方針の策定及び用地交渉用資料の作成
- 7) 権利者に対する用地交渉
- 8) 用地交渉後の措置
- 9) 移転履行状況等の確認後の措置
- 10) その他の業務

その他の業務は、現地調査による権利者特定業務並びに移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容について、権利者からの情報提供の求めに対する関係機関への確認及びその情報提供等をいう。

11) 本業務の権利者数は155名を予定している。

### (5) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

- 1) 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目地内
- 2) 愛知県名古屋市中村区椿町地内
- 3) 愛知県名古屋市中村区則武二丁目地内

### (6) 予定価格

金 259,600,000 円

なお、予定価格は業務費用の合計金額であり、消費税及び地方消費税額を含まない。

#### (7) 技術提案の内容

競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料及び技術提案書を提出する者（以下「競争入札参加資格確認申請者」という。）は、創意工夫を發揮し、質の向上に努めるため、以下の視点から各提案を行うものとする。

##### 1) 業務の実施方針に関する提案

競争入札参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

##### 2) 評価テーマに対する技術提案

競争入札参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ①大規模賃貸ビルの賃借人の理解を得るための用地交渉における説明の手順と留意事項について

②借家人・転借人に対する用地交渉における留意事項について

③対象権利者の理解を得るための説明手順と用地交渉上の留意事項について

#### (8) 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

#### (9) 入札方法

1) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2) 本入札は、技術提案書の提出を受け付け、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

## 2. 競争入札参加資格

競争入札参加資格確認申請者は、(1)から(5)に掲げる条件すべてを満たしていること。

なお、複数の法人その他の団体で構成する共同グループでも入札に参加できるが、その場合は、いずれかの団体を代表者とし、代表者は(1)から(5)、代表者以外の構成員は(1)から(3)に掲げる要件を満たしていること。

### (1) 基本事項

以下の要件を満たすこと。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 3) 本公告の日から落札決定時点までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。また、名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本公告の日から落札決定時点までの間に、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しない者等であること。
- 7) 本公告の日から落札決定時点までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと、及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財形第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。  
※暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、競争入札参加資格の確認を受けた後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があつた場合は、原則として入札無効とする。
- 8) 本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（※）。  
※「資本的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。
  - ① 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。
  - ② 競争入札参加資格確認申請者自身が被補償者でないこと並びに競争入札参加資格確認申請者の役員が被補償者でないこと及び競争入札参加資格確認申請者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。
- 9) 上記 8) における中立公平性が確認できる誓約書を提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争入札参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

る。

(2) 競争入札参加資格確認申請者は、公告日において名古屋市内に配置予定主任担当者、配置予定担当技術者又は配置予定業務従事者が、1名以上恒常的に常駐し業務を行っている本店又は支店等を有すること。

(3) 「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、営業補償・特殊補償部門、物件部門及び補償関連部門の5部門全ての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門、又は土地調査部門、土地評価部門、営業補償・特殊補償部門、物件部門及び補償関連部門の一部又は全部の登録部門において登録を受けていない企業も競争入札参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争入札参加資格確認申請書等の提出時に登録規程に基づく「補償コンサルタント登録(新規・更新・追加)申請書」の写しを提出するものとし、当該企業が入札に参加するためには開札の日迄にこの登録を受け、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写しを提出しなければならない。

(4) 業務実績に関する要件

競争入札参加資格確認申請者は、平成17年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(平成20年10月1日付け国土用第43号。以下「運用通知」という。)記1の別紙に定めるいずれかの業務(用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。)

(5) 配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、1)、2)、3)、4)及び5)のすべての条件を満たす者1名を主任担当者として置くこと。

1) 次のいずれかの資格等を有する者

- ① 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者
- ② 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者
- ③ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者
- ④ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

- ⑤ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、営業補償・特殊補償、物件部門及び補償関連部門の5部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

## 2) 必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定主任担当者は、平成17年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、平成17年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

- ①同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。
- ②類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）。

## 3) 直接的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、競争入札参加資格確認申請者と直接的雇用関係がなければならない。

なお、競争入札参加資格確認申請者と「直接的雇用関係」にあることを証明する資料（任意様式）を添付すること。

ただし、申請書及び資料の提出日までに、「直接的雇用関係」が競争入札参加資格確認申請者と配置予定主任担当者の両者において成立していない場合は、契約締結日までに「直接的雇用関係」が成立する趣旨の資料（任意様式）を添付すること。

## 4) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、公告日において手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは主任担当者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。（以下、同じ。）

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額4億円、件数で10件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と

認められる場合には、当該主任担当者を、以下の①から③までのすべての要件を満たす者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、対象権利者数を減ずる等の措置を行う。

- ① 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
  - ② 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
  - ③ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は中央新幹線（名古屋駅部）用地補償総合技術業務仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 5) 配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

### 3. 配置予定技術者等に関する要件

#### (1) 配置予定担当技術者の資格等

配置予定担当技術者については、1) 及び2) に示す条件をすべて満たす者であること。

##### 1) 次のいずれかの資格等を有する者

- ① 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者
- ② 公共用地交渉業務の経験に関し10年以上の実務の経験を有する者
- ③ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上実務の経験を有する者
- ④ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者
- ⑤ 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
- ⑥ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、営業補償・特殊補償部門、物件部門及び補償関連部門の5部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

##### 2) 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

#### (2) 配置予定業務従事者の資格等

配置予定業務従事者については、1) 及び2) に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、

##### 1) を満たす必要はない。

- 1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）。

##### 2) 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

#### 4. 落札者の決定方法等

##### (1) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内であり、入札説明書等で示す業務実施体制等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

##### (2) 落札者決定基準

総合評価一般競争入札方式による落札者決定のための審査の進め方、評価項目等を定める。

1) 価格評価点と技術評価点の合計点により落札者を決定する。

2) 技術評価の審査項目は、配置予定主任担当者並びに配置予定技術者等の経験及び能力、実施方針、技術提案とする。

3) 技術評価点が一定の水準に満たない場合は、業務要求水準を満たさないとして、審査対象とみなさないものとする。

#### 5. 入札手続等

##### (1) 本入札及び契約にかかる担当部署

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル3F

公益財団法人名古屋まちづくり公社 リニア用地部調査課

電話 052-222-8403

##### (2) 入札説明書等の公表・交付

公社のホームページにおいて、入札説明書、様式集等を公表する。

なお、入札説明書等の交付は、公社ホームページでの公表をもって代える。

(公社ホームページ <http://www.nup.or.jp/outline/nagoya/linear/news.html>)

##### (3) 申請書等の提出

###### 1) 提出期間

###### ① 資格審査書類

平成27年10月20日(火)から平成27年11月6日(金)までの毎日(土日祝祭日を除く。)、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

###### ② 技術提案書類(競争入札参加資格確認通知を受けた入札参加希望者のみ)

平成27年11月10日(火)から平成27年11月20日(金)までの毎日(土日祝祭日を除く。)、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

###### 2) 提出場所

(1)の公社の担当部署に同じ

###### 3) 提出方法

提出場所へ持参するものとする。郵便又は電送によるものは受け付けない。

##### (4) 応募者の参加資格確認基準日

平成27年11月10日（火）

(5) 入札書等の提出

提出日及び提出場所

1) 提出日

平成27年11月10日（火）から平成27年11月20日（金）までの毎日（土日祝祭日を除く。）、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

2) 提出場所

(1) の公社の担当部署に同じ

(6) 開札日

平成27年11月25日（水）

6. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び円

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

免除する。

(3) 予定価格の設定方法

総額で定める。

(4) 入札のとりやめ

入札参加者に競争性の確保に重大な支障を与えると認められる行動が確認された場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させない。

また、入札参加者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1) 本入札公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札

2) 入札書に記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

3) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

4) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札

5) 委任状を提出していない代理人のした入札

6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札

7) 予定価格を超過した金額を記載した入札

8) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札

9) 本入札公告に定める入札方法によらない入札



- 10) 本入札公告で示した入札書受付締切日までに提出場所に到達しなかった入札
  - 11) 競争入札参加資格確認申請書及び資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
  - 12) 競争入札参加資格確認申請書及び資格審査書類の提出を求められたにもかかわらず提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
  - 13) あきらかに談合によると認められる入札
  - 14) その他本入札の条件に違反した入札
- (6) 落札者の決定等の公表
- 本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について公表するものとする。
- (7) その他の注意事項
- 1) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
  - 2) 共同グループの場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
  - 3) 競争入札参加資格確認申請書により参加を表明した共同グループの構成員の変更は認めない。ただし、参加資格を喪失した場合又はやむを得ない事情が生じた場合は、公社と協議を行うこととする。
  - 4) 落札者が、落札者決定時から契約締結までの間に、上記2（1）に掲げる競争入札参加資格を欠くに至った場合には、原則として落札者の決定を取り消し失格とする。ただし、契約締結までの間に、共同グループの構成員（代表者を除く。）が参加要件を喪失した場合で、残存企業のみで、又は参加要件を喪失した構成員と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えた上で、共同グループの再編成を行い、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと公社が認めた場合は、当該落札者の決定を引き続き有効とする。
  - 5) 申請書等の提出後において、原則として申請書等に記載された内容の変更を認めない。また、申請書等に記載した配置予定担当技術者及び配置予定業務従事者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等の能力・実績等を持つ者であるとの公社の了解を得なければならない。
  - 6) この契約において、談合等の不正行為等により公社が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (8) その他詳細は、入札説明書等による。